

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農業水産課 (指定管理者：特定非営利活動法人浦島倶楽部) (指定管理施設：水橋フィッシャリーナ)
指 摘	富山市フィッシャリーナ条例施行規則において、施設の使用承認を受けようとする者は、使用申請書を指定管理者に提出し、指定管理者は、施設の使用を承認したときは使用承認書を交付することとされているが、オーナー利用者（船の保管に係る施設の利用のために利用契約書を結ぶ者）の施設の使用については、年度当初に水面係留施設、陸上保管施設、ビジター栈橋、修理ヤード及び上下架施設に係る回数未定の包括的な申請書に対して使用承認書を交付するのみで、オーナー利用者が個別施設を実際に使用する際の申請及び承認は口頭で行っていたので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	オーナー利用者の施設の使用承認について、令和6年11月、改めて指導を行い、事務手続きの改善策について協議した。 水面係留施設、陸上保管施設の使用承認により、オーナー利用者の身元および利用艇に関する情報が明らかとなることから、修理ヤード、及びビジター栈橋の使用申請における記載内容を簡素化し、併せて利用頻度の高い上下架施設については、スポーツ施設に倣い回数券の提出をもって手続きに代えることとしたいと考えており、オーナー利用者への周知と適正な事務執行を考慮し、令和7年4月からの実施として条例規則改正等を進めている。
その後の措置状況	施設の使用申請及び承認の手続に関しては、艇保管にかかる水面係留施設又は陸上保管施設の使用承認済みの身元が明らかなオーナー利用者に限る対応として、条例施行規則の改正などによる手続きの簡略化について関係部署と協議を行ったが、簡略できる根拠がないことから、現行の条例施行規則通り実施することとし、令和7年6月からの申請及び承認は書面で行っている。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農地林務課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：富山市 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場)
指 摘	富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場使用料について、指定管理者は、農地林務課から交付された納入通知書により使用料を納付する運用がなされている。指定管理者から前月の管理業務報告書の提出を受けてから、農地林務課で歳入の調定を行うまで、1か月以上経過しているものが複数見受けられ、指定管理者に徴収した現金を長期間施設で保管させている状態となっているので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	指定管理者から毎月提出される管理業務報告書の使用料の収入状況等について、指定管理者と農地林務課双方で錯誤の確認に多くの時間を要している。 また、指定管理者による確認は、施設の現場対応者が行っており、少ない人数で現場管理を行いながら書類管理を行うことについて、困難を極めている状況である。 今後は、農地林務課が迅速に確認作業を行うことを徹底するとともに、指定管理者と書類作成及び確認のやり方について協議し、来年度の営業開始日（令和7年5月1日）より、指定管理者が適切に現場管理と書類管理の両立できる運用を検討してまいりたい。
その後の措置状況	令和7年11月に、市と指定管理者との間で管理業務報告書の提出から使用料納付までの事務をスムーズに行うための協議を行った。 この協議により、 ・指定管理者による管理業務報告書の提出前チェック ・指定管理者による管理業務報告書の期限内提出（毎月10日） ・市による速やかな（1ヶ月以内）納入通知書発行 が徹底されることとなった。 これにより、指定管理者に徴収した現金を長期間施設で保管させている状態から改善が図られた。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農地林務課 (指定管理者：特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会) (指定管理施設：富山市 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場)
指 摘	富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例において、コテージの供用時間は、宿泊する場合は午後2時から翌日の午前10時まで、それ以外の場合は午前10時から午後4時までとされているが、宿泊する場合に供用時間を超えた使用をさせていることを把握しているにもかかわらず、指定管理者への指導を行っていなかったので、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	令和6年11月に、供用時間内での使用を徹底するように指定管理者へ指導した。 一方で、現行の条例には、連泊時の供用時間が定められていないため、条例改正が必要と考え、文書法務課及び行政経営課と協議したが、市の他の施設にも影響を及ぼすことから、行政経営課が条例改正等を検討することとなった。 今後の行政経営課の対応に応じて、当課でも必要な措置を検討してまいりたい。
その後の措置状況	条例の不備（連泊時における供用時間の未設定）が、宿泊する場合に供用時間を超えた使用をさせていた原因であったことから、令和8年3月議会において、条例改正を行うことで改善を図った。 ※参考：新旧対象 (供用時間等) 第3条の4(1)ア 宿泊する場合 (新) 使用を開始する日の午後2時から使用を終了する日の午前10時まで (旧) 午後2時から翌日の午前10時まで